

平成22・23年度保険料の仮保険料率算定について

後期高齢者医療保険料の保険料率につきましては、政令で定める基準に従い、広域連合条例で定めるところにより算定し、保険料収納必要額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされております。

従いまして、平成22・23年度保険料率については本年度内に設定することとなります。

○平成22・23年度の仮保険料率算定について

1. 保険料率算定事務の主な流れ (別添1を参照ください)

(1) 賦課総額の算出

保険料収納必要額を予定保険料収納率で除し、賦課総額を算出します。

※2 ↓

予定保険料収納率とは、平成22・23年度の2カ年における賦課総額に対して、実際に収納される見込みの率をいいます。

(算出方法について)

算出に当たっては、賦課総額のうち特別徴収により徴収することが見込まれる保険料額は100%収納されるものと見込み、普通徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料については、当該広域連合における平成20年度の後期高齢者医療保険料収納率実績を普通徴収割合として算出する予定です。

算出方法は下記のとおりです。

$$\text{◎予定保険料収納率} = \frac{\text{特別徴収割合}}{\text{※9}} + \left\{ (1 - \frac{\text{特別徴収割合}}{\text{※9}}) \times \frac{\text{普通徴収収納率}}{\text{※10}} \right\}$$

※9 特別徴収割合

賦課総額のうち、特別徴収の方法により徴収が見込まれる保険料額の割合
(全国平均で概ね60%)

- ・当広域連合における平成20・21年度の特別徴収対象者の平均割合は、概ね60%となります。

※10 普通徴収割合

普通徴収により徴収することが見込まれる保険料収納率

- ・当広域連合においては、平成20年度の後期高齢者医療保険料普通徴収収納率の実績を基に設定する予定です。

(2) 保険料率の算出

後期高齢者医療の保険料率は、被保険者に等しく負担していただく「被保険者均等割額」とその所得に応じて負担していただく「所得割額」から構成され、賦課総額に対する均等割額と所得割額の比率(賦課割合)は、全国平均の普通調整交付金(所得格差による広域連合間の財政力の不均衡を調整するための交付金)が交付された場合は、50:50(均等割:所得割)となります。

前回の保険料率算定時の賦課割合は、北海道全体の1人当たり平均所得が国平均より低かったため、55:45(均等割:所得割)の割合となりましたが、この賦課割合で算定した場合、均等割額が高めの設定となるため、低所得者層への配慮を踏まえ、50:50(均等割:所得割)の賦課割合で設定しました。

なお、平成22・23年度の保険料率算定に係る賦課割合については、現在、試算が行えない状況のため未確定であります。

(3) 賦課限度額について

賦課限度額については、政令の定める限度額に設定したいと考えております。
(政令では50万円となっております。)

2. 平成22・23年度に係る保険料率の見込み

平成22・23年度の保険料率算定の基となる賦課総額については、以下のような要因が想定されるため、前回の保険料率算定時より増額となる見込みです。

(保険料率が増加となる主な増加要因)

- ・ 給付月数が23ヶ月から24ヶ月に平年度化
- ・ 給付費の自然増(被保険者の自然増も含む)
- ・ 診療報酬の改定
- ・ 高齢者負担率の増加

現時点では不透明な点も多く、仮の保険料率算定も困難な状況ですが、今後、国の情勢を注視しながら、被保険者の負担と広域連合財政を総合的に判断し、適切な保険料率となるよう対応したいと考えております。

3. 今後の動向について

平成22・23年度の保険料率算定に係る必要数値等が確定するのは、平成22年度当初国家予算の決定後となるため、12月下旬から1月初旬の予定です。

なお、国においては、次期財政運営期間(平成22・23年度)の保険料率算定に係る増額抑制措置の実施について、国の予算編成過程で検討するとのことです。

また、その他の国の負担軽減措置の検討事項は次のとおりです。

(参考)

- ・ 70歳から74歳までの患者負担割合(1割→2割)の引き上げ凍結
- ・ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置(均等割9割軽減)の継続
- ・ 所得の低い方の保険料軽減措置(均等割9割、8.5割、軽減及び所得割5割軽減)の継続

4. 保険料率算定までのスケジュールについて

当広域連合においては、12月下旬に予定されている当初国家予算が決定され次第、迅速に保険料率の算定を行い、平成22年1月中旬を目途に新保険料率を決定したいと考えております。

なお、スケジュールの詳細については、「別添2」をご参照ください。

(国の情勢によりスケジュールが遅れる場合があります。)